

20 子子送第 148 号  
令和 2 年 5 月 7 日

江戸川区内の認可保育園・学童クラブ等に  
児童が在籍する保護者の勤務先事業者 様

江戸川区長 齊藤 猛  
(公印省略)

### 認可保育園・学童クラブ等の利用制限期間の延長について（依頼）

平素から本区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

江戸川区では、区内の認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護者に施設の  
利用制限を要請しているところですが、全国的に感染者数の増加が続いていることか  
ら国は緊急事態宣言の延長を決定いたしました。区内においても、感染者数が 120 人  
を超えるなど、現段階で収束の時期が見通せない状況にあります。

多くの識者が言及しているとおおり、これから 5 月末までの過ごし方で緊急事態宣言  
に終止符を打てるかどうかの正念場になると思われます。

これまで、事業所の皆様に特段のご理解とご協力をいただき、できる限り保護者が  
施設を利用せず、家庭で保育等できるようお願いしてまいりましたが、引き続き施設  
の「密集」状態の解消が必要であると考えております。

つきましては、施設の利用制限期間を国の緊急事態宣言に合わせて 5 月末まで延長  
いたします。

事業者の皆様におかれましては、認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護  
者の勤務への一層のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 利用制限施設

認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、保育ママ、  
学童クラブ

#### 2 利用制限期間

緊急事態宣言期間の令和 2 年 5 月 31 日（日）まで延長します。  
(国・東京都の動向により延長する可能性があります)

#### 3 緊急事態宣言期間中、特例的に上記施設を利用できる者

医療・交通・金融・社会福祉等の社会機能を維持するために就業を継続することが  
必要な方など

#### <問い合わせ>

私立保育施設について	子育て支援課運営支援係	(5662)5028
区立保育園について	保育課庶務係	(5662)0063
学童クラブについて	教育推進課すくすくスクール係	(5662)8132